

もう早くも 二月始まってしまいました。節分といえば豆まきですが、近年は「恵方巻(えほうまき)の日」としても意識されるようになりました。そして、「節分といえば2月3日」と認識していた人がほとんどのはずです。ところが 2021(令和3)年の節分は、124年ぶりに例年より1日早い2月2日とされています。124年ぶり！！驚きました。

Q 今年の節分は2月3日じゃないの？

A 1897(明治30)年以来 124年ぶりに2月2日になる。節分は本来、四季を分ける節目のこと。このうち春の始まりを表す立春の前日の節分は、豆まきをしたり、恵方(えほう)巻きを食べたりと特になじみが深いね。立春はここしばらく2月4日だったけど、今年は1日早まるため、節分も2月2日になるんだ。

Q だれが決めたの？

A 立春や夏至、冬至といった暦の二十四節気は、太陽と地球の位置関係で決まる。例えば、春分は太陽が真東から昇(のぼ)る日だ。こうした暦は国立天文台が決めていて、毎年2月に官報で翌年の分を発表している。

Q なぜずれるの？

A 地球が太陽を1周する時間は365日ぴったりではなく、6時間弱長い。そのため、毎年少しずつ地球の位置がずれていき、立春も2月4日になつたり3日になつたりするんだ。

Q どんどんずれると、1月になることもある？

A ずれると言っても1日前後だよ。太陽の位置は4年で24時間分ほどずれるので、うるう年として2月29日を作つて解消している。ところが、このままだと4年で約45分、400年で3日ほど増やしすぎてしまう。そのため、うるう年を400年で3回減らすこととした。100で割れる年はうるう年にせず、400で割れる年はうるう年のままとするんだ。この結果、2000年のような400で割り切れる年の前後の世紀は、節分などの日付がずれやすいんだ。

Q 来年の節分は何日？

A 来年から24年までは2月3日に戻(もど)る。その後、25年にまた2日になるなど、少しずつ2日になる年が増えていく。国立天文台暦計算室の片山真人室長は「3日になつたり2日になつたりするので、豆まきをする時は気をつけて」と話しているよ

<朝日新聞より>

まれなる2021年 希すぎることが 延々と続き まだまだ収束いたしません。一年以上も続くコロナ禍も「ああそんなことがあったね～」といつかは思い出話になるのでしょうか？ それが2021年ならいいですが。誰しもが思っていることですが 鬼退治と一緒に コロナも退治できるといいですね。

実は 北陸地方で降り続く大雪の影響で、福井県内の福井市と坂井市にかけての北陸自動車道で先月10日上下線の4区間で約千台が立ち往生しました。福井・富山両県は陸上自衛隊に災害派遣を要請したのです。北陸自動車道で滞留している台数が最も多いのは、下り線の福井北—福井インターチェンジ(IC)間の約540台。下り線は丸岡—福井北IC間でも約200台が動けなくなっています。上り線も福井北—丸岡IC間で約40台、丸岡—金津IC間で約220台が動けなくなりました。上下線ともアウトです…。なんと マルジンマンもその動けなくなった車の一台でした。丸岡インターチーから700mぐらいの地点、一日立ち往生し やつと国道八号線に降りれたと思ったら また国道でも立ち往生…普通なら1時間もかかるない場所から会社に戻るまでに36時間もかかってしまいました。「もしや？」と思う雪国人の感で「パンをたくさん」買い「燃料満タン」「スマホも車から充電OK」だったため なんとか頑張れたとのこと。希すぎる一年のはじめとなっていますが 助かったことを「良い希」だと思いながら 希な一年を乗り切っていきたいものです。

マナレジ 2月 の カレンダー							～暖機運転お願いします！～
日	月	火	水	木	金	土	
	1	2	3	4	5	6	もう立春が 済みました。 しかし、まだまだ 人間も寒さが辛い時節ですが機械も同じ 朝は少し余裕を持って 「暖機運転」よろしくお願いいいたします。 プラグのかぶり…増えてます。
7	8	9	10	11	12	13	
14	15	16	17	18	19	20	
21	22	23	24	25	26	27	
28							

2021年2月第279回は～これから建設業の扱い手の為にできること～について

今コロナ倒産件数が1000件以上となり、その内訳の中で建設業が多いそうです。しかし実の内情は「現状は売り上げは減っていない、が 今後を考えると今廃業、倒産するほうが得策だ」と考える経営者も多いようだとか…「将来を悲観する 建設業を取り巻く現状と課題」と言われているのが以下のような問題点です。

60歳以上の高齢者(82.8万人、25.2%)は、10年後には大量離職が見込まれる。一方、それを補うべき若手入職者の数は不十分。

給与は建設業全体で上昇傾向にあるが、生産労働者(技能者)については、製造業と比べ低い水準。

建設業生産労働者(技能者)の賃金は、45～49歳でピークを迎える。体力のピークが賃金のピークとなっている側面があり、マネジメント力等が十分評価されていない。

社会保険の加入は一定程度進んでいるが、下位の下請になるほど加入率は低く、さらに踏み込んだ対策が必要。

建設業は全産業平均と比較して年間300時間以上長時間労働の状況。他産業では当たり前となっている週休2日もとれていません

上記のような新たな課題や引き続き取り組むべき課題も存在します。「新・扱い手3法」が、元年に改正され 再び4月に品確法と建設業法・入契法を改正されます。新・扱い手3法は以下の2つの改正法で構成されています。

○品確法(公共工事の品質確保に促進に関する法律)の改正法 <議員立法>

○建設業法・入契法(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律)の改正法 <政府提出>

働き方改革の推進

<品確法>

○発注者の責務

- ・適正な工期設定 (休日、準備期間、天候等を考慮)
- ・施工時期の平準化 (債務負担行為や繰越明許費の活用等)
- ・適切な設計変更 (工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用)

○受注者(下請含む)の責務

- ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

<建設業法・入契法>

○工期の適正化

- ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止(違反者には国土交通大臣等から勧告・公表)
- ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化

○現場の処遇改善

- ・社会保険の加入を許可要件化

- ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

生産性向上への取組

<品確法>

○発注者・受注者の責務

- ・情報通信技術の活用等による生産性向上

<建設業法>

○技術者に関する規制の合理化

- ・監理技術者:補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任

を容認

- ・主任技術者(下請):一定の要件を満たす場合は配置不要、災害時の緊急対応の充実強化、持続可能な事業環境の確保 <品確法>

○発注者の責務

- ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な入札・契約方式の選択

・災害協定の締結、発注者間の連携

- ・労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映や、災害時の見積り徴収の活用

<建設業法>

○災害時における建設業者団体の責務の追加

- ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

○持続可能な事業環境の確保

- ・経営管理責任者に関する規制を合理化

- ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

調査・設計の品質確保

<品確法>

○調査・設計の品質確保

- ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査(点検及び診断を含む。)及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

令和元年9月1日施行部分

- ・建設業従事者の責務の追加

- ・建設業者団体等の責務の追加

- ・中央建設業審議会の審議事項の追加

- ・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に定める事項の追加

令和2年10月1日施行部分

主な施行部分

- ・著しく短い工期の禁止について

- ・監理技術者の専任義務の緩和について

- ・下請負人の主任技術者の配置が免除される特定専門工事について

令和3年4月1日施行部分(技術検定関係)

主な施行部分

- ・技術検定の見直しについて

- ・技術検定の受検手数料について

- ・技術検定の検定種目の名称の変更について

- ・検定種目のうち、「建設機械施工」の名称を見直し、「建設機械施工管理」とする。

「発注者→元請→下請→もっと下部の下請」という構成で工事が成り立つことが多い現状で 携わる人たち全員が「適正な工期で 適正な金額で 社会保険 休日等の福利厚生で守られ キャリアアップの機会にも恵まれ 次の若い扱い手が誇りをもって仕事に携われ そしてこの仕事を選んでもらえ 続けられる」ような仕組みが出来上がっていくのならうれしい喜ばしいことだと思います。「きつい仕事でも 誰かがやらなければいけない仕事。仕事の誇りとともに 誇れる給与や安息もあれば これからの扱い手も増えていくはず」と 思います。マルジンも 目の前のことから頑張っていきたいです。